

東京外かく環状道路（関越～東名）工事における安全性の
確保に関する意見書

上記の議案を提出する。

令和2年12月3日

提出者

20番 橋本 しげき

10番 浜田 けい子

1番 道場 ひでのり

2番 堀内 まさし

4番 深田 貴美子

6番 宮代 一利

13番 山本 あつし

26番 深沢 達也

武蔵野市議会議長 小美濃 安弘 殿

東京外かく環状道路（関越～東名）工事における安全性の確保に関する意見書

令和2年10月18日、調布市東つつじヶ丘2丁目の東京外かく環状道路（関越～東名）本線トンネル（南行）工事現場の直上において、調布市道等が陥没する事象が発生した。事故後、陥没の原因が究明されるまでの間、工事は中断されているが、同年11月3日及び21日、調布市東つつじヶ丘2丁目の陥没現場付近の地下に空洞があることが確認された。

武蔵野市議会としては、周辺住民の安全を脅かす緊急事態が発生していると認識しており、今後掘進予定である武蔵野市内における安全性の確保について、強く懸念する。

外環道の工事に関しては、安全な工法であること、また、工事を進める上で周辺住民への情報提供や丁寧な対応等、これまで再三にわたり意見書を提出してきた。

しかし、今回の重なる事象は、その根本を揺るがすゆゆしき事態であり、市民の安全・安心確保の観点から、下記の事項について強く求める。

記

- 1 陥没並びに空洞の原因究明を早期に図るとともに、原因が究明されるまで工事を再開しないこと。
- 2 陥没並びに空洞についての検討過程についての資料を公開すること。
- 3 陥没並びに空洞の原因がシールドトンネル工事と関係があった場合の原因と、今後予想されるシールドトンネル工事の影響や再発防止策について、沿道住民に十分な説明を行い、不安解消を図ること。
- 4 平成30年12月27日付で事業者が発した「東京外環（関越～東名）トンネル工事の緊急時の対応について」の記載事項について、今回、陥没した緊急事態を踏まえ、実効性のある内容となるよう見直すこと。
- 5 今後もシールドトンネル工事に起因する事象について、沿線7市区及び沿道住民に対して、適宜適切な情報提供を徹底するとともに、調査等必要な対応を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

武蔵野市議会議長 小美濃 安弘

内閣総理大臣
国土交通大臣
環境大臣

】あて